

件名

信用金庫法施行規則第一百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第三百二十二条第一項第五号ニ、第三百三十三条第三号ハ並びに第三百三十五条第一項及び第二項の規定に基づき、信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第二条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ホ 略」

へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ当該(1)から(3)までに定める事項

(1) 「略」

(2) ILMを内部損失データ利用ILM(自己資本比率告示第三百六条第一項第一号に定める方法により算出したILMをいう。次条第四項第二号へ(2)において同じ。)とする場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額並びにILMの値

ト 「略」

〔二・三 略〕

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与

改正前

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第二条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

「イ・ホ 同上」

へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 「同上」

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

「加える。」

ト 「同上」

〔二・三 同上〕

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごと

信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ カレント・エクスポート・ジャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

「ホーチ 略」

「五〇十一 略」

「五・六 略」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イホ 略」

ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ当該(1)から(3)までに定める事項

(1) 「略」

(2) ILMを内部損失データ利用ILMとする場合 B I及びB I Cの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 B I及びB I Cの額並びにILMの値

ト 「略」

の与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポート・ジャー方式を用いる場合に限る。）

「ホーチ 同上」

「五〇十一 同上」

「五・六 同上」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イホ 同上」

ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 「同上」

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 B I及びB I Cの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

「加える。」

ト 「同上」

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〕ト 略

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

〔1〕(4) 略

〔リ〕ヲ 略

四 〔略〕

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

〔イ〕ロ 略

ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

〔ホ〕チ 略

〔六〕十二 略

〔5〕6 略

三 〔同上〕

〔イ〕ト 同上

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる額及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

〔1〕(4) 同上

〔リ〕ヲ 同上

四 〔同上〕

五 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

〔ホ〕チ 同上

〔六〕十二 同上

〔5〕6 同上

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 略]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2「当期末」の項の額を8パーセントで除して得た額及び第三十七面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

[y～ee 略]

ff 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[gg～ccc 略]

[(第二面)～(第十四面) 略]

(第十五面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		[略]	BA-CVAによるCVAリスク相当額

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 同左]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2「当期末」の項の額及び第三十七面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額と一致する。

x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。

[y～ee 同左]

ff 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[gg～ccc 同左]

[(第二面)～(第十四面) 同左]

(第十五面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		[同左]	BA-CVAによるリスク・アセットの額(CVAリスク相当額を8%で除して得た額)

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十五面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA

項番		イ
		CVAリスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十五面の三)

(単位：百万円、先数)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十五面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA

項番		イ
		$\frac{\text{リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8\%で除して得た額)}}{}$

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十五面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのCVAリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
			CVAリスク相当額
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[d~g 略]

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ニ欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
			リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d~g 同左]

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ロ欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~h 略]

(第十六面)

[別表2]

[(第十七面) ~ (第三十面) 略]

(第三十一面)

(単位：百万円、%)

CCyB 1 : カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
[略]	[略]	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額	[略]	[略]
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第十九条の二第四項第一号又は第三十一条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第十九条の二第四項第二号又は第三十一条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b [略]

c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付す

[e~h 同左]

(第十六面)

[別表1]

[(第十七面) ~ (第三十面) 同左]

(第三十一面)

(単位：百万円、%)

CCyB 1 : カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
[同左]	[同左]	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	[同左]	[同左]
[同左]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセットを有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第十九条の二第四項第一号又は第三十一条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第十九条の二第四項第二号又は第三十一条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b [同左]

c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセットの種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

こと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

d 「小計」の項には、国又は地域別に記載したロ欄の額の合計額を記載すること。

e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファ率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

[f~h 略]

(第三十二面)

(単位：百万円)

GSIB1 : G-SIB選定指標				
国際様式の該当番号			当期末	前期末
[略]				
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10a		債券に係るトレーディング量の合計額		
10b		株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額		
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~e 略]

d 「小計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、各金融当局が定める比率が零を超える国又は地域に係る信用リスク・アセットの合計額を記載すること。

e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの合計額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファ率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

[f~h 同左]

(第三十二面)

(単位：百万円)

GSIB1 : G-SIB選定指標				
国際様式の該当番号			当期末	前期末
[同左]				
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10		トレーディング量の合計額		
[同左]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~e 同左]

f 項番 10a 「代替可能性/金融インフラ 債券に係るトレーディング量の合計額」の項には、公的機関の発行した有価証券（ソブリン債を除く。）及びその他の債券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。

g 項番 10b 「代替可能性/金融インフラ 株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額」の項には、株式及び項番 10a に含まれない有価証券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。

h～m 略

[(第三十三面)・(第三十四面) 略]

(第三十五面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 略

b 項番 2 「ILM」の項には、自己資本比率告示第三百六条に定める ILM の値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第三百七条第一項第一号に定める方法により ILM の値を算出している場合には、当該 ILM の値と自己資本比率告示第三百六条第一項第一号又は第二号に定める方法により算出した ILM の値を BIC の値により加重平均して得た値を記載すること。

[c～f 略]

[(第三十六面)・(第三十七面) 略]

(第三十八面)

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五及び第百六十六条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

[加える。]

[加える。]

f～k 同左

[(第三十三面)・(第三十四面) 同左]

(第三十五面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 同左

b 項番 2 「ILM」の項には、自己資本比率告示第三百六条に定める ILM の値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けて ILM を算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位の ILM の値を記載すること。

[c～f 同左]

[(第三十六面)・(第三十七面) 同左]

(第三十八面)

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五及び第百六十六条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から起算して五年を経過した日（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条の規定の適用を受けている場合にあっては、当該規定の適用を受けないこととした日）以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

[1～r 略]

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

[1～r 同左]

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 略]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面及び当半期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、別紙様式第九号第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番2「当半期末」の項の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

[y～ccc 略]

[(第二面)～(第十面) 略]

(第十一面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		[略]	BA-CVAによるCVAリスク相当額
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 同左]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面及び当半期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、別紙様式第九号第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番2「当半期末」の項の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項の額と一致する。

x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。

[y～ccc 同左]

[(第二面)～(第十面) 同左]

(第十一面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		[同左]	BA-CVAによるリスク・アセットの額(CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十一面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十一面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのCVAリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
			CVAリスク相当額

[a・b 同左]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十一面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十一面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
			リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合には、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[d～g 略]

(第十一面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表

項番		CVAリスク相当額
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番2「当半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- c 項番2「当半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[d～g 略]

(第十二面)

[別表4]

[(第十三面)～(第二十四面) 略]

(第二十五面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合には、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d～g 同左]

(第十一面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表

項番		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「当半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番2「当半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d～g 同左]

(第十二面)

[別表3]

[(第十三面)～(第二十四面) 同左]

(第二十五面)

(単位：百万円、%)

CCyB 1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
[略]	[略]	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額	[略]	[略]
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第十九条の二第四項第一号又は第三十一条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第十九条の二第四項第二号又は第三十一条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b [略]

c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

d 「小計」の項には、国又は地域別に記載したロ欄の額の合計額を記載すること。

(単位：百万円、%)

CCyB 1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
[同左]	[同左]	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	[同左]	[同左]
[同左]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセットを有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第十九条の二第四項第一号又は第三十一条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第十九条の二第四項第二号又は第三十一条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b [同左]

c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセットの種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

d 「小計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、各金融当局が定める比率が零を超える国又は地域に係る信用リスク・アセットの合計額を記載すること。

e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファ比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

[f~h 略]

(第二十六面)

(単位：百万円、件)

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移											
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
[略]											

(注)

[略]

(第二十七面)

(単位：百万円)

OR2：B I Cの構成要素			
項番	イ	ロ	ハ
[略]			

(注)

[略]

(第二十八面)

(単位：百万円)

OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要
[略]

(注)

e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの合計額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファ比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

[f~h 同左]

(第二十六面)

(単位：百万円、件)

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移											
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
[同左]											

(注)

[同左]

(第二十七面)

(単位：百万円)

OR2：B I Cの構成要素			
項番	イ	ロ	ハ
[同左]			

(注)

[同左]

(第二十八面)

(単位：百万円)

OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b 項番2「ILM」の項には、自己資本比率告示第三百六条に定めるILMの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第三百七条第一項第一号に定める方法によりILMの値を算出している場合には、当該ILMの値と自己資本比率告示第三百六条第一項第一号又は第二号に定める方法により算出したILMの値をBICの値により加重平均して得た値を記載すること。

[c～f 略]

(第二十九面) [略]

(第三十面)

(単位：百万円)

CMS2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五及び第百六十六条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から起算して五年を経過した日（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条の規定の適用を受けている場合にあっては、当該規定の適用を受けないこととした日）以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

[l～r 略]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 項番2「ILM」の項には、自己資本比率告示第三百六条に定めるILMの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてILMを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のILMの値を記載すること。

[c～f 同左]

(第二十九面) [同左]

(第三十面)

(単位：百万円)

CMS2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五及び第百六十六条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

[l～r 同左]

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 略]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額を8パーセントで除して得た額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十五面の三の開示、当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イの欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

[w～aaa 略]

[(第二面)～(第四面) 略]

(第五面)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。

b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVA

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 同左]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十五面の三の開示、当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イの欄の額と一致する。

[w～aaa 同左]

[(第二面)～(第四面) 同左]

(第五面)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVA

リスク相当額を記載すること。

d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[e～h 略]

(第六面) [略]

リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e～h 同左]

(第六面) [同左]

備考 表中の [] の記載は出記による。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
	リスク・ウェイト	0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け									
2	外国の中央政府及び中央銀行向け									
3	国際決済銀行等向け									
4	我が国の地方公共団体向け									
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
6	国際開発銀行向け									
7	地方公共団体金融機構向け									
8	我が国の政府関係機関向け									
9	地方三公社向け									
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
11	法人等向け									
12	中小企業等向け及び個人向け									
13	上記以外									
14	合計									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からリ欄までには、自己資本比率告示第六章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を

記載すること。

- m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。
- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第五十九条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十一条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー															
項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第六章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。
- m 項番11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番12に該当する

ものは含まないものとする。

- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第五十九条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十一条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け									
2	外国の中央政府及び中央銀行向け									
3	国際決済銀行等向け									
4	我が国の地方公共団体向け									
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
6	国際開発銀行向け									
7	地方公共団体金融機構向け									
8	我が国の政府関係機関向け									
9	地方三公社向け									
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
11	法人等向け									
12	中小企業等向け及び個人向け									
13	上記以外									
14	合計									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からリ欄までには、自己資本比率告示第六章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を

記載すること。

- m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。
- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己自己資本比率告示第五十九条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十一条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー															
項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第六章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。
- m 項番11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番12に該当する

ものは含まないものとする。

- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己自己資本比率告示第五十九条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十一条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。